管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1320010	道州制北海道スタンダード 歳入徴収金回収プロジェクト	・地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項	地方公共団体の歳入に係る債権の回収方法については、地方自治法（昭和22年法律第67号）において規定されている。		始めに、滞納者は税を始め給食費、公営住宅料、水道料等も滞納している多重債務者が多く、滞納者の納付意識は民間債務を優先とし、町債務への支払意識は低く、とりわけ町外に転出すると「逃げ得」の意識が強くなっている。 1. 現行法における町歳入徴収金の滞納処分手法は債権により、次の2区分となっている。 ①税債権は自力執行権により町が執行機関として実施 ②私債権は自力執行権がなく、執行機関の裁判所へ訴えの提起。 2. これを、町歳入徴収金には、それぞれ①と②の手法を与え、二刀流とし滞納者の状況により町が滞納処分の手法を自由に選択できるよう改正を提案します。 【具体的に対象とする債権名】 ①強制徴収公債権名：道町民税、法人町民税、入湯税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、長寿医療保険料、保育所保育料、下水道料、下水道受益者負担金 ②非強制徴収公債権名：水道料、給食費、町営住宅使用料、し尿汲み取り手数料、幼稚園保育料 【法の整備】共通法と個別法に滞納処分の二刀流手法を明文化	税との多重債務が多いが、例としては次のとおりです。 1. 現在、下水道料と水道料の賦課は別で有るも、事務の効率化と納付者の利便上、納付書は1枚で発付している。 2. 現行法では滞納者が発生すると、次の滞納処分をしている。 【下水道料は①の自力執行権で預貯金調査をし差押え】、【水道料は②により裁判所へ訴えの提起】をしている。 3. 結果、①と②によりそれぞれの滞納処分に必要な事務をすることは時間と費用で非常に効率が悪く、かつ、滞納者も困惑しながら訴訟分のみ納付し、下水道分は納付することなく滞納が続いています。原因は税（預貯金口座調査の限界と金融機関費用増加）をなめるも、裁判は怖い。 4. これを解消し、町歳入徴収金の早期回収と事務の合理化や効率的に進めるとともに、町財源と住民の公平感の確保を図るため提案するものです。	E	－	地方公共団体の歳入に係る債権の回収方法については、地方自治法（昭和22年法律第67号）において、強制徴収又は裁判上の手続きのいずれかによるものとする旨が定められていることから、地方自治法を所管する総務省の回答をご確認下さい。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。	環境省として、回収が滞っているし尿汲み取り料を法的回収に基づき実践した結果、特区と改正を要望したものであり、関係省庁と調整の上具体的な解決の道を探るべきと思います。以下総務省への意見のとおり	E	—	し尿の処理については、市町村の固有事務であり、その手数料に係る事務については地方自治法に基づき行われている。 したがって、地方自治法を所管する総務省の回答を確認頂きたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	自治体歳入徴収金の強制回収手法について税法と民事訴訟・執行法による二刀流の選択適用が困難であれば、それぞれの回収手法にはメリットとデメリットがありますので、将来の民間委託も見据え、まず、両手法の比較分析を行い可能な事項については、速やかなる一部導入の改正を図り、地方税法第15条の7と地方自治法施行令第171条の5第1項第2号と第3号への該当、とりわけ「逃げ得」を減らすべきと思われます。可能と思われる事項例として、民事では執行に伴う調査権、訴訟・執行費用、域外対象者に係る訴訟職員旅費や他自治体への嘱託であり、税では、滞納処分職員旅費や差押え基準（課税の根拠である給料が差押え以下）と思います。	E	—	前回回答の通り、し尿の処理については、市町村の固有事務であり、その手数料に係る事務については地方自治法に基づき行われているのであって、廃棄物処理法に基づくものではない。 したがって、地方自治法を所管する総務省の回答を確認頂きたい。		1003010	新得町	北海道	総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 環境省
1320020	高知県の施設園芸現場において害虫防除にその地域に産する土着天敵を利用しやすくするための施策（天敵特区）	農林水産省・環境省告示第一号（平成15年3月4日）（一）	天敵は使用場所と同一の都道府県内（離島の場合は当該離島内）において採取されたものであれば、農薬取締法第2条における農林水産大臣の登録が不要な特定農薬として定められている（平成15年3月4日 農林水産省・環境省告示第1号）。さらに、他の都道府県（離島の場合は当該離島内）において当該天敵が使用されることのないよう、当該天敵の増殖は行われないよう指導している。		農薬取締法で規定される特定農薬の内、農水省環境省告示では天敵については使用場所と同一の都道府県内で採取されたものとされているが、高知県内で採取され人工的に増殖されたものを高知県内に限って無償で配付利用する場合は、特定農薬として取り扱ってもらいたい。	高知県は施設園芸が盛んであり、そこでは害虫防除に天敵を利用することを中心とした総合的害虫管理（IPM）の体系を導入する農家の割合が多く、ナス栽培面積の29%、ピーマン・シシトウの58%になっている（高知県環境農業推進課、平成19年）。現在日本で市販されている天敵資材は大半が外国産であるが、栽培現場からは土着の天敵の利用に期待が寄せられている。法律では同一都道府県で採取した土着天敵を害虫防除に利用することは特定農薬として扱われ、農薬登録の必要はないとされているが、人工的に増殖して利用する場合は登録が必要とされている。日本で農薬登録され市販されている土着天敵の代表種としてアザミウマ類を捕食するタイリクヒメハナカメムシの場合、10a当たり1000頭放飼が基本とされている。これに見合う土着のカメムシ類を農業従事者が野外で採取することは困難であり、特定農薬では補助的な害虫防除効果しか期待できない。しかし、実験室等で維持している土着天敵を施設園芸害虫防除のために農家に無償で配付し、天敵増殖キットなどを用いて農家の手で増殖する事ができれば、防除に必要な個体数を確保でき、農家の防除資材購入費用の削減にも繋がる。このように高知県の施設園芸の現場において県内に産する天敵をより効果的に利用できるように、本県を天敵特区として扱っていただくことが本事業の目的である。高知県における生物農薬の出荷額は都道府県で第一位（農薬要覧2006）であり、生産者の土着天敵の利用の期待も大きく、実際栽培現場周辺で積極的に天敵を採取する生産者も多い。今回の天敵特区が認められると高知県農業の活性化につながり、環境保全型農業を推進するモデル的事業になりうる。	B-1	Ⅳ	天敵特区に限らず、全国において、ある都道府県において増殖させた天敵が、当該都道府県外等に配布・使用されないことを確実に担保することを前提に、増殖させた天敵を特定農薬として使用することを認めることとする。 具体的には、本年度中に天敵の増殖方法や天敵の配布・使用実態について調査を行い、所要の対応について検討する。	貴省からの回答によれば、「調査の結果安全性等が確認されれば、所要の対応について検討する。」とあるが、安全性の確認方法や主体等の調査内容及び本年度中に講じられる措置について具体的に示されたい。 また、高知県内の特定地域をモデル地区（天敵特区）として、増殖させた土着天敵の実態調査を行い、データ集積の上で全国展開する等の方法をとることにより措置の迅速化が図れるのではないかという提案者の意見について、改めて検討の上回答されたい。	特区ではなく、全国レベルでの対応をご検討いただけるとの回答に感謝いたしております。しかし、ご回答いただいた内容を実際20年度中に実施できるのでしょうか。それよりも、高知県を天敵特区として高知県内の特定地域（具体的には高知大学の研究に協力いただいている安芸郡芸西村など）において1−2年のモデル事業で、高知大学等が有している増殖した土着天敵の配付を行い、効果判定や環境影響調査などのデータを集積した上で、いずれは全国で展開するといった方が具体性があると思うのですが、いかがでしょうか。	B-1	Ⅳ	増殖させた土着天敵が他の都道府県で配付・使用された場合、生態系の影響が懸念される。従って当該天敵が当該都道府県外等に配付・使用されないことを確実に担保した上で全国的に使用を認める方向で検討する。 具体的には、今後、提案の関係者及び都道府県と連携して増殖方法や天敵の配付・使用計画などを調査し、増殖させた天敵が当該都道府県以外に配付・使用されないこと等を確認した上で、20年度中に全国的に使用を認めることを内容とする天敵に関する解釈通知を発出する方向で検討する。	貴省からの回答によれば、「20年度中に全国的に使用を認めることを内容とする天敵に関する通知を発出する方向で検討する」とあるが、当該通知については平成20年度中に確実に発出されると解してよいか。		B-1	Ⅳ	提案の関係者及び都道府県と連携して増殖方法や天敵の配付・使用計画など全国における実態等を調査し、増殖させた天敵が当該都道府県外等に配付・使用されないことが確認されれば、全国的に使用を認めることを内容とする天敵に関する解釈通知を平成20年度中に発出する。		1008010	（国）高知大学	高知県	農林水産省 環境省
1320030	自然公園法第2種特別地域での建築行為の緩和	自然公園法第9条、第13条 自然公園法施行令第1条 及び 自然公園法施行規則第11条等	自然公園法第13条に、国立公園の特別地域内において、「工作物の新築、増改築」、「土地の形状変更」など各種行為を禁止し、環境大臣の許可を得た場合のみ出来ることとしている。 また、適用除外として、公園事業の執行として行う行為があるが、この場合は、同法第9条第3項の環境大臣の認可を要する。 公園事業の場合は、「公園事業取扱要領の（執行の認可又は同意の基準）」及び管理計画の「公園事業及び行為許可の取扱いに関する事項」に基づき、保護・利用上の効果、保護・利用上に支障がないことなどの審査を要する。 なお、分譲ホテルについては、施行規則第11条4項に法第13条第3項第1号等に係る場合の基準が定められており、一般の不特定多数の公園利用者の利用に供する宿舎事業には該当しない。		本事業計画地の一つである中島大串地区は国立公園の第2種特別地域にある。 公園内宿舎事業でホテルユースする目的で出資者が区分所有出来るコンドミニアムホテルの建設と、又福祉高齢者のライフサイクルでの受け皿となる高齢者専用賃貸住宅（診療室付）の建設が可能となる様に建築行為の緩和をお願いするものです。	今回応募提案する事業の内容は、これまでの松山市の観光推進政策に加え新しく広域合併された松山市・旧北条市・旧中島町の①松山五明地区・②北条大浦地区・③中島大串地区の3地域に、郊外型の地域の観光・レクリエーション事業の振興と農漁村地域の集落での地産地消の受け皿であり、中心サービス施設となる（仮）観光・コンドミニアムホテル・サービスと老人福祉介護の特定高専賃住宅をライフ・サイクル・システムにのせて開発するものです。 3地域を結ぶ周辺にある道後温泉・奥道後温泉を中心に権現温泉の再整備を行い「温泉のトライアングル」を創出し、海上では既設のルートに加え、堀江港・北条大浦港・中島長師港を結ぶ「海のトライアングル」として新しいネットワークを構成するものです。 3地域の計画地の内、中島大串地区のみ瀬戸内海国立公園の第2種特別地域にあり、建築行為の制限があります。 計画地（第2種特別地域）の周辺には近接して普通地域も指定されているため、普通地域の許可基準に準じた建築制限への緩和と出資者が区分所有出来るコンドミニアムホテルの建設事業等が可能となる様にお願いするものです。	C	―	当該地は、瀬戸内海の多島海景観と一体となった良好な自然環境の保全の観点から第2種特別地域に指定されており、これらの保全の観点から規制の緩和は出来ないと考えている。 なお、公園事業施設は、不特定多数の利用者が公平に利用できることが求められることから、利用者が限定される区分所有方のホテルは自然公園法の宿舎事業には該当しない。また、高齢者専用賃貸住宅についても同様に宿舎事業には該当しない。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。	問い－① 検討要請回答の「制度の現状」並びに「提案に対する回答」で御提示頂いています様に、本施設は自然公園法第13条3項1号に該当する建物（工作物を新築）を同法施行規則11条4項の許可基準に定める範囲内の施設を建設するものです。第2種特別地域内での分譲ホテル（別紙コンドミニアムホテル）並びに集合住宅の許可を得られるかどうか？再度お伺いするものです。 問い－②自然公園法の適用除外としての国立公園事業の執行と言う行為について公園内宿舎事業（自然公園法第9条3項）で別紙コンドミニアムホテル（不特定多数の人々が利用）の計画について環境大臣の許可を得られるかどうか？お伺いするものです。 別紙補足資料	C	Ⅲ	問い－① 自然公園法の目的は風景地の保護を図ることであり、このため第2種特別地域内での分譲ホテル（別紙コンドミニアムホテル）及び集合住宅の新築許可に当たっては、個々に環境大臣の許可を必要としている。なお、許可の可否に当たっては、施設の意匠、規模・構造及び場所等、当該工作物の詳細が記された書類をご提出いただき、展望地や航路などの利用拠点等からの見え方や周辺の風致景観との調和（同法施行規則第11条第4項（許可基準）等への適合）等を、総合的に判断して行うこととなっている。ご提案は自然公園法の制度の問題というより、むしろ、個別具体的な開発許可に係るご質問と考えられることから、環境省の地方支分部局である地方環境事務所に具体的にご相談されたい。 問い－② 宿舎事業は、当該地域の公園利用の確保の観点から、公園計画に基づき、①必要最小限の規模 ②不特定多数の公平な利用の確保 ③安定的な利用の提供等の要件に適合する施設について、自然公園法第9条第3項に基づき環境大臣の認可を受けて執行できることとなっており、自然公園法の運用除外となっているものではない。なお、別紙により提示されたコンドミニアム方式によるホテルは、「②不特定多数の公平な利用の確保」への担保が不明であり、宿舎事業（公園事業）には該当しないと考えられる。なお、本件のような個別開発案件については、環境省の地方支分部局である地方環境事務所が具体的ご相談を受けつけているので申し添える。			C	Ⅲ			1017010	株式会社 技建サービス	愛媛県	環境省
1320040	沖縄県における廃FRP材の再生利用	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の8、及び第15条の4の2	再生利用認定制度により、環境大臣の認定を受けた事業者は、廃棄物処理業の許可及び廃棄物処理施設設置許可を許可を有する必要がない。		廃棄物処理法に基づく再生利用認定制度の認定対象に「FRP材に含まれる繊維をセメントの原材料として使用する場合【一般廃棄物、産業廃棄物】」を追加し、沖縄県内でFRP材の再生利用は可能となる規制改革を要望	当工業会では、国土交通省及び環境省の御支援のもと、廃棄物処理法に基づく広域認定制度を活用することにより、廃FRP船のリサイクルシステムを構築し、全国において廃FRP船由来のFRP材をセメントの原燃料としてリサイクル処理を行っている。個人所有（一般廃棄物）のFRP船については、処理責任を有する地方自治体では廃棄処分できないため、当システムが唯一の全国的な処理ルートとして活用されているところである。 しかしながら、沖縄県では、県内にFRP材のリサイクル処理施設が存在しないため、解体したFRP材を山口県まで輸送し、リサイクル処理する必要があることにより、輸送費等の負担が大幅に増加している。 このため、廃棄物処理法に基づく再生利用認定制度を活用し、沖縄県内の琉球セメント㈱でFRP材のリサイクル処理を実施することにより、沖縄地区のFRP船リサイクルの利用促進及び循環化社会形成の推進を図ることとしたい。	D	Ⅲ	御提案の廃FRP材については、既に平成15年9月5日環境省告示第95号環境省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業として、廃FRP船破砕物が、再生利用認定制度の対象とされており、現行法上、当該制度の利用が可能と考えられる。			D	Ⅲ				D	Ⅲ			1024010	（社）日本舟艇工業会	東京都	環境省
1320050	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園法第13条第3項及び自然公園法施行規則第11条第11項	風力発電施設については、従前は審査基準がなく、基準がわかりにくいとの指摘を受け、平成16年2月に、「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する基本的考え方」をとして審査基準に盛り込むべき事項についてとりまとめを行い、現在は自然公園法施行令第11条第11項に「風力発電施設の新築、改築又は増築」として審査基準の明確化を図ったところである。		国立公園内での風力発電施設設置について、風車の設置が周辺の風致・景観と調和すると認められる場合（山稜線に設置する場合を除く）は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する。	本県では、平成22年度の温室効果ガス排出量を平成2年度から6%削減することを目標として地球温暖化対策を進めており、その対策のひとつとして、風力発電の出力を現在の5700kWから平成22年度までに10万kWまで増やす計画である。 このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。	C	－	環境省では、「国立・国定公園における風力発電施設の設置のあり方に関する基本的考え方」及び自然公園法施行規則第11条第11項において、審査基準の明確化を図ったところ。 「・・・基本的考え方」においては、財産権の尊重や国土の開発その他の公益との調整に留意しつつも、自然景観の保護と生物多様性の保全を主に考えることを基本にしている。 国立・国定公園の自然景観の保護と地球温暖化防止への取組の両立を図るためには、明確化された審査基準に基づいて個々の案件ごとに慎重に検討する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。	今年度から京都議定書第一約束期間が始まっているが、わが国の温室効果ガス排出量の削減は一向に進まない状況にある。 さらに、世界的にはポスト京都議定書の枠組みで大幅な削減が求められている。 このような状況において、風力発電を始めとするグリーンエネルギーの導入促進は不可欠であり、単なる営利を目的とした施設ではなく、公的な使命を負った施設として、その公益性を高く評価し、導入を促進すべき時期にきていると考えられる。 自然公園区域であっても、風車のある風景をその土地の自然エネルギーを利用した地球温暖化防止を象徴する風景ととらえ、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外すべきと考える。	C	Ⅲ	環境省においては、「国立・国定公園における風力発電施設の設置のあり方に関する基本的考え方」に基づき自然公園法施行規則第11条第11項において審査基準の明確化を図ったことについては先に述べたところ。環境省では、自然エネルギーの利用について風力発電を否定しているものではないが、国立・国定公園外において、立地の可能性や各種取組による風力発電の推進が期待される状況においては、一般論として公園の保護の公益性を上回るような特別な立地の必然性や公益性が認められるものとは判断できない。特に我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地である国立公園及び国立公園に準ずる優れた自然の風景地である国定公園において設置する場合には、自然景観への支障、生物多様性への影響等多方面により検討した上で、景観や野生生物の保護等自然環境の保全との両立を目指すべきものであり、規制の適用の除外は不適当と考える。なお、兵庫県において具体的な風力発電施設設置計画があるのであれば、国立公園内の場合は環境省の地方支分部局である地方環境事務所が、国定公園内の場合は兵庫県の自然公園担当部局が具体的に御相談を受け付けているので申し添える。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	平成20年7月29日に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」において、2020年を目途に「ゼロ・エミッション電源」の比率の50%以上への引き上げのため、RPS法の次期目標の検討開始、風力発電等の一層の推進等を図ることとされているところである。 このような状況において、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進すべきと考えられる。 自然公園区域であっても、風車のある風景をその土地の自然エネルギーを利用した地球温暖化防止を象徴する風景ととらえ、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外すべきと考える。	C	Ⅲ	環境省では、自然エネルギーの利用について風力発電を否定しているものではないが、国立・国定公園外において、立地の可能性や各種取組による風力発電の推進が期待される状況においては、公園の保護の公益性を上回るような特別な立地の必然性や公益性が認められるものとは判断できない。特に我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地である国立公園及び国立公園に準ずる優れた自然の風景地である国定公園において設置する場合には、自然景観への支障、生物多様性への影響等多方面により検討した上で、景観や野生生物の保護等自然環境の保全との両立を目指すべきものであり、規制の適用の除外は不適当と考える。 よって、先般の国立・国定公園における風力発電施設の設置について明確化を図った自然公園法施行規則第11条第11項に照らし検討を進めていただきたい。		1046090	兵庫県	兵庫県	環境省
1320060	グリーン電力証書が算定できるように温暖化対策法の緩和	・地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条の2～第21条の10 ・地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 第5条～第7条 ・温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令 ・特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令	対象事業者は、事業活動に伴う温室効果ガス排出量を算定し、報告することとされている。		温暖化対策法においては、温室効果ガスを一定以上排出する事業者等に対して、温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられているが、その温室効果ガス排出量の算定にグリーン電力証書の購入量を算定可能とする。	グリーン電力証書制度は、平成13年度から始まった制度であり、太陽光等の再生可能エネルギーからつくられる電力（グリーン電力）を、電気そのものの価値とCO_2を排出しないという価値（環境価値）とに分け、この環境価値を証書として購入することで、グリーン電力の普及に貢献したとして環境報告書やCSR報告書等に公表できるという制度である。 民間においては、事務所、イベント等で使用する電力や、タオル、Tシャツ等の商品の製造過程で使用する電力に相当するグリーン電力証書を活用する事例が増加しているものの、その普及は19年度末現在、グリーン電力全体の約1.7% にとどまっている。 松山市では、全国平均を大幅に上回る日照時間と少雨な気候特性を有利に活かすため、太陽光発電システムの導入を促進しており、20年3月現在、住宅におけるその普及率は1.1%と中核市1位を誇る。20年4月「松山サンシャインプロジェクト」を策定し、太陽エネルギーの活用を核に「脱・温暖化」と「産業創出」を目指している。 そこで、太陽光発電をはじめとしたグリーン電力のさらなる普及促進を図るため、グリーン電力証書の購入者の実質的なメリットとして、温暖化対策法において、国に報告が義務付けられている温室効果ガス排出量の算定に当たって、CO_2を排出しないという価値であるグリーン電力証書の購入量に相当する温室効果ガス排出量の控除を認めることとする。	C	Ⅲ	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度においては、全国的一律のルールで排出量を算定し、集計・公表する必要があることから、特定地区に独自の算定方法を導入することは困難である。	特区制度は、どうすれば提案の趣旨を実現できるかという観点でご検討いただくものであるため、特区になじまないものであるならば、全国での対応ができないかを右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。 また、現行制度において提案された措置を行う場合、規制等問題となる点について明らかにされたい。	この提案は、特定地区において、独自に算定方法を導入するのではなく、全国一律に緩和措置を講ずることを目的としたものであり、グリーン電力証書が証明する環境価値を効果的に活用することで、グリーンエネルギーの導入促進の一助とするものである。	C	Ⅲ	グリーン電力証書購入を温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において勘案するためには、排出削減量の計算方法、重複計上の防止策等、多くの技術的な課題があり、これら課題について多くの検討を要する。	多くの検討課題がある事は理解できるが、そもそも本件の要望である措置導入の検討要請に対する回答とは成り得ていないため、グリーンエネルギー利用拡大の観点を踏まえた上で、措置導入における検討内容とそのスケジュールを明らかにされたい。		C	Ⅲ	グリーン電力証書購入を温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において勘案するためには、排出削減量の計算方法、重複計上の防止策等、多くの技術的な課題があるため、現在のところ、検討には至っていない。 なお、グリーン電力証書購入による削減効果については、法第21条の8で規定する「温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報」として、排出量の報告と併せて、任意に国に情報提供を行うことが可能である。また、国は、事業者全体※に係るものとして提供された情報については、公表することになっている。 ※事業所に係るものとして提供された情報については、公表対象とならないが、開示請求があれば開示することになっている。		1060040	松山市	愛媛県	経済産業省 環境省
1320070	廃掃法で規定している産業廃棄物の内、事業所が排出する容器包装廃棄物の取扱いの緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第2条	廃棄物に関する一般廃棄物と産業廃棄物の区分は、最終的な廃棄物の処理責任を市町村とするか、排出事業者とするかを区分するものである。		現行の廃掃法で産業廃棄物とされている、事業者が排出するペットボトル、プラスチック製容器包装、空きびん、空き缶類の容器包装廃棄物を、市町村が策定する一般廃棄物処理実施計画に基づき分別されている場合に限り、一般廃棄物扱いとする。	現行の廃掃法で産業廃棄物とされている、事業者が排出するペットボトル、プラスチック製容器包装、空きびん、空き缶類の容器包装廃棄物を、市町村が策定する一般廃棄物処理実施計画に基づき分別されている場合に限り、一般廃棄物扱いとすることで、地域におけるリサイクルの促進と燃えるごみの減量化を促進する。 提案理由 ペットボトルに代表される容器包装廃棄物は、家庭で出せば一般廃棄物、事業所内で分別すれば産業廃棄物扱いになるということが一般の市民には理解しづらいこともあり、現状では事業所内で分別した容器包装廃棄物を一般廃棄物収集運搬業者が施設に搬入することも少なくない。 また、自治体では、リサイクルの促進と燃えるごみの減量化対策として事業者に対し分別の徹底を呼びかけているが、分別すれば産業廃棄物扱いとなるため、紙くず等と一緒に事業系一般廃棄物の燃えるごみとして焼却施設に持込まれているのも現状である。 さらに、事業者が分別して持込んだ容器包装廃棄物は容リ法の指定法人ルートでは処理できないとされているが、一般市民が排出したものと事業者が排出したものを施設の中で区別する事は困難であることから、全量を指定法人ルートに引き渡している現状もある。 現行法を厳しく遵守するのであれば、殆どの事業者が法令違反となり、取り締まる事は困難を極める。それよりも、むしろ現行法の規制を緩和し、事業者に対し分別の徹底を指導した方が、国の目指す循環型社会の構築に寄与できるものと考える。	C	Ⅰ	産廃法に違反の状態があるとすれば、是正されるべきである。 なお、廃棄物に関する一般廃棄物と産業廃棄物の区分は、最終的な廃棄物の処理責任を市町村とするか、排出事業者とするかを区分するものであって、ご提案のように再生利用するかどうかによって、処理責任を排出事業者とするか、市町村とするかを決定するものではない。また、不適正処理された場合の原状回復等の責任の所在も異なる。 さらに、廃棄物は地域を越えて移動するため、区域を限定して廃棄物の区分を変更する場合、区域外では一般廃棄物であったものが特定の区域内に入ってくると産業廃棄物となり、また逆に特定の区域内では産業廃棄物であったものが区域外に出ると一般廃棄物となる事態が生じる。その結果、廃棄物処理の責任があいまいになり、不法投棄等の不適正処理が生じた際の対応が困難となるため、廃棄物の区分は全国一律とすることが必要不可欠である。	環境省として、容器包装廃棄物のリサイクルの現状についての認識を示されたい。また、提案にあるように、事業者及び廃棄物処理業者に容器包装廃棄物の厳正な処理を遵守させることが困難である等、容器包装廃棄物に関する制度が、循環型社会を形成する上で現状にそぐわないのであれば、容器包装廃棄物の一般廃棄物又は産業廃棄物の区分について、見直しがなされる可能性があるのか、検討し回答されたい。	今回の提案は、見た目では産業廃棄物・一般廃棄物の区別がしにくいペットボトルなどの容器包装廃棄物を、事業所内で個人が消費したものに限り適切に分別排出することで一般廃棄物扱いするもので、燃えるごみの減量化を促進する上で事業者の協力が不可欠なことから規制緩和を求めるものです。分別排出する事業者の登録制度を導入し市の施設に搬入させることで処理責任が明確になり、不適正処理・不法投棄を防げるものと考えます。また、産業廃棄物・一般廃棄物の扱いが区域で変わることについては、排出段階で一般廃棄物扱いすることで市の中間処理施設においても一般廃棄物として扱うことができ、その後も一般廃棄物として扱えるものと考えます。	C	Ⅰ	廃掃法に違反の状態があるとすれば、是正されるべきである。 ご指摘のように、紙くず等と一緒に事業系一般廃棄物の燃えるごみとして焼却施設に持ち込まれている現状については、まず、産業廃棄物行政を所管する都道府県等と協力し、事業者に対して分別への協力を要請するとともに、施設において産業廃棄物の搬入について適切な管理及び指導を行うこと等により、対処するべきであると考える。 なお、容器包装廃棄物のリサイクルの現状については、一般廃棄物最終処分場のひっ迫を踏まえ、一般廃棄物の容積の6割、重量で2割を占める容器包装について、消費者や事業者にも一定の責任を負わせることとしたものであり、昨年全ての市町村が分別収集計画を定めるに至るなど、着実に根付いてきているものと考える。ここで、産業廃棄物については既に排出事業者が自ら責任を持って処理すべきこととされ、減量化へのインセンティブが働くものである一方、一般廃棄物については市町村にその処理の全てが委ねられ、排出削減のインセンティブが働かない状況であったことから、一般廃棄物の多くを占める容器包装を対象とした制度を構築したものである。 また、前回指摘したとおり、廃棄物の区分は全国一律としているが、これは、廃棄物は特定区域を越えて移動することも想定されるため、区域を限定して廃棄物の区分を変更することは、都道府県域を越えた広域的な処理が行われている現状において、廃棄物処理業者等に大きな混乱を招き、適正処理の確保に支障が生じかねない。 さらに、従業員個人が排出した廃棄物であるとして、事業所から排出されているにもかかわらず安易に一般廃棄物とすれば、事業者は自ら処理すべき廃棄物を、従業員の私的な廃棄物であるとして、その処理責任から逃れようとすることに繋がり、処理責任の所在が曖昧になり、ひいては不法投棄等不適正処理につながるおそれが極めて大きい。産業廃棄物については、不法投棄等不適正処理を撲滅するため、排出事業者責任を徹底強化してきたところであり、未だ不法投棄等が跡を絶たない現状において、ご提案に応じることはできない。 なお、提案主体の提案については、廃棄物処理法第11条第2項にあるとおり、産業廃棄物の処理は事業者自ら処理することが原則であるが、適正な産業廃棄物の処理が確保されない場合は、市町村が事務として産業廃棄物の処理を行うことができる旨規定されており、事業者から排出されるペットボトル等の産業廃棄物を貴市が事業者から料金を徴収し、産業廃棄物として処理することは現行法においても可能である。 以上の通りであるから、廃棄物の区分がリサイクルの障害となっているような問題が生じているとは認めがたく、また、提案主体の提案も現行法制度で対応しうることから、区分変更の必要性は認められない。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。 また、廃棄物処理法施行令第2条により、紙くずについては特定の業種（建設業、出版業等）の事業者が排出したものに限り、産業廃棄物とすることを定めている。そのため、事業者が排出する容器包装のうち、紙製のものについては一般廃棄物とされている。紙製以外の容器包装についても、紙製のものの取扱いと同様、その発生原因や排出事業者の業種により、一般廃棄物又は産業廃棄物と区分することが適当ではないか。併せて検討されたい。	事業系一廃として市町村の処理施設に搬入される焼却対象廃棄物が併せ産廃の状態であることから、市町村は併せ産廃処理を行うとの方針を定めるだけで現状と変わりなく適正処理できるが、産廃として扱うためには全ての事業者が計量器を備え、マニフェスト伝票を発行し、今まで委託していた一廃の収集運搬業者から産廃の収集運搬業者に運搬委託を切換えなければならず、相当の混乱をきたすと考えられ、100%是正されるとは考えにくい。産廃排出事業者として都道府県が指導を行うよりも、一廃として扱った方が現状の処理方法を変えることなく対応ができ、市町村が責任を持って分別指導を行うことで焼却対象廃棄物の削減に寄与できると考える。	C	Ⅰ	マニフェストをはじめとする各廃棄物処理法上の規定は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という廃棄物処理法の目的を達成するためのものであって、たとえ後にリサイクルを行うからといって、係る規制を緩和しようとする議論は、処理責任をあいまいなものとし、ひいては不法投棄等不適正処理につながるものである。前回指摘のとおり、現状の是正については、産業廃棄物行政を所管する都道府県等と協力し、事業者に対して分別への協力を要請するとともに、施設において産業廃棄物の搬入について適切な管理及び指導を行うこと等により、対処するべきであると考える。 廃棄物の処理については、排出事業者処理責任の原則に基づき、事業に伴い生じた廃棄物は排出者である事業者が当然その処理責任を負うこととなる。ご提案の紙製以外の容器包装の区分見直しについては、事業者から排出されるプラスチック製容器包装のように産業廃棄物として整理されているものの一部を一般廃棄物として整理してはどうかという趣旨と考えられるが、この場合、排出者である事業者によって本来処理されるべきものを市町村が税金を使って処理することとなってしまうが、これは当然受け入れられるものではない。なお、廃棄物処理法第11条第2項にあるとおり、市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物について、市町村が事務として処理を行うことができる旨規定されており、事業者から排出されるペットボトル等の産業廃棄物を貴市が事業者から料金を徴収し、産業廃棄物として処理することは現行法においても可能である。		1064010	八代市	熊本県	環境省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1320080	PFI事業による一般廃棄物処理施設でもあわせ産廃処理を可能とする。 （PFI事業あわせ産廃特区）	廃棄物処理法第7条6項、法第8条第1項、第11条第2項、第14条第6項、第15条第1項	PFI事業で整備・運営する一般廃棄物処理施設でも、所要の許可を取得すれば、あわせ産廃処理は可能である。		市町村が、単独又は共同して、PFI事業で整備・運営する一般廃棄物処理施設でも、直営施設と同様に、あわせ産廃処理を可能とすること。	当広域組合（1市2町で構成）では、直営による旧施設の老朽化に伴い、益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業（PFI事業—BOT方式）により整備した一般廃棄物処理施設（ごみ焼却場）を平成19年10月から運営開始した。 PFI事業は、国の推奨する事業手法であり、対象事業費の1／3は国からの交付金として組合予算を経由しSPCに交付されている。行政が直営する一般廃棄物処理施設においては、あわせ産廃の混焼処理（廃掃法第11条2項）の可否は、廃棄物の種別と焼却場の受入能力等を踏まえた上で、一般廃棄物処理施設を管理する市町村に任せられている。 これに対し、PFI事業で整備した施設でのあわせ産廃処理について、運営開始前に国、県に確認したところ、設置許可（廃掃法第8条）の段階から民間施設扱いとなっており、旧施設では可能であったあわせ産廃の混焼処理はできないとの回答があった。 当事業においては、行政手法として直営ではなく、PFI事業を採用し、運営に関し、定期・不定期にSPCをモニタリングしており、当組合の求める要求水準について評価・確認し、サービス対価をSPCに支払っていることから、当事業が直営事業と変わるところはないと考える。 当圏域では、圏域内で発生する廃棄物の処理は、圏域内で安定的に処理したいと考えているが、下水道汚泥等を処理する場合、圏域内に受入可能な産廃処理施設がないため、圏域外（浜田圏域）及び県外（山口県）の民間施設に頼らざるを得ず、行政がコントロールできない事象が多々発生している。 特区が認められれば、PFI事業により整備した施設を更に有効に活用し、廃棄物の圏域内処理が実現する。	D	I	廃棄物処理法第１１条第2項の趣旨は、一般廃棄物の処理は市町村が、産業廃棄物の処理は事業者自らによる処理が原則であるところ、適正な産業廃棄物の処理が確保できない場合は、市町村が事務として産業廃棄物の処理を行うことができる旨を明らかにしたものであって、PFI施設をはじめとする民間施設においてあわせ産廃をなしえないとするものではない。したがって、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理業の許可を取得すればあわせ処理は可能である（処分については廃掃法第7条6項、第14条第6項、施設設置については法第8条第1項、第15条第1項）。	廃棄物処理法第１１条2項に「市町村は、単独又は共同にして、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要と認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。」とあるが、当該事務の範囲を明確にされた上で、市町村のPFI事業（BOT方式）により設置された一般廃棄物処理施設において、直営施設と同様の処理が行なわれている場合、市町村が処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を、その事務として行なうことが可能か、検討されたい。 また、廃棄物処理法施行規則第10条の3に「産業廃棄物処分業の許可を要しない者」が規定されており、その項目に、市町村がPFI法に基づき設置する一般廃棄物処理を行なう者で、その業務が直営施設と同様の処理に限られており、市町村が策定する一般廃棄物処理計画の範囲内でのみあわせ産廃処理を行なう者を追加することは可能か、検討し回答されたい。	益田地区広域クリーンセンターは、一般廃棄物処理施設として設置した施設であり、整備及び運営事業に係るSPCの業務には、産業廃棄物処理業の許可の取得及びその処理業務は含まれておらず、施設の処理能力算定にも産業廃棄物は見込まれていない。特区申請の主旨としては、『あわせ産廃処理』の範囲を超えてまで、産業廃棄物の処理を行おうとするものではない。本申請は、圏域内に産業廃棄物処理施設を持たない、生活基盤整備の遅れている地域の実情に配慮いただき、直営事業施設と同様にPFI事業で整備・運営する施設でも、構成市町長が必要と認める産業廃棄物の一部については、あわせ産廃処理を可能とするよう申請するものである。	D	I	廃棄物処理法第11条第2項の趣旨は、産業廃棄物の処理は事業者自ら処理することが原則であるが、適正な産業廃棄物の処理が確保されない場合は、市町村が事務として産業廃棄物の処理を行う旨明らかにしているものである。この場合であっても、産業廃棄物である以上は事業者の責任において適正に処理しなければならないという原則は何ら変わらず、市町村があくまで事務として事業者から必要な費用を徴収して産業廃棄物として処理しているものである。 また、PFI事業者と市町村の事務の関係について、そもそもPFIの趣旨は、民間事業者の自主性を重んじ創意工夫をしうるようにするものであるから、当該事業者は民間そのものである。したがって、市町村と同位と見ることはできず、一般の民間事業者と同様、所定の手続を経る必要がある。 そもそも、貴組合の説明のとおり、「SPCの業務には、産業廃棄物処理業の取得及びその処理業務が含まれておらず、（以下略）」とするならば、許可等を取得したとしても、現状ではそもそも貴組合とSPCとの契約等に基づく産業廃棄物の処理はできないのではないか。 また、SPCとして県より一般廃棄物処理施設の設置許可を取得していると思われるが、この許可の範囲には産業廃棄物を併せて処理する点は盛り込まれていないものと思料されることから、SPCが産業廃棄物を受け入れるに当たっては、一般廃棄物処理施設の設置許可との関係も含め、産業廃棄物行政を所管する都道府県と協議が必要と考えられる。参考ながら、仮にSPCにより産業廃棄物を処理するということにするのであれば、産業廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物処分業の許可に加えて、SPCとの契約の見直しや産業廃棄物の受入に伴う財産処分の手続きが必要になると思料されるところ、後者の手続きを進めるに当たっては予め当省にご相談されたい。 廃棄物処理法施行規則第10条の3では、産業廃棄物処分業の許可を要しない者について規定されているが、これはいずれも都道府県知事による許可に代わり、大臣による許可、指定、あるいは都道府県知事による指定等を受けた者などについて、その指定等を受ける過程ですでに許可同様の審査が行われているものについて、同様の手続きの重複を避けるために設けられた特例であり、今回の場合、SPCが貴組合から一般廃棄物の処理の委託を受け、また県から一般廃棄物処理施設の設置許可を得ているに過ぎず、産業廃棄物の処理については、別途許可を取得する必要があり、手続きとして何ら重複はない。 前回指摘のとおり、産業廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物処理業の許可を取得すれば、貴センターにおいて一般廃棄物とともに産業廃棄物の処理は可能であるところ、県、あるいは当該SPCと協議等を行った上、廃棄物処理法に基づく適正な処理を推進していただきたい。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。	事業手法上PFI事業を採用したという理由で、『あわせ産廃処理』が出来ないというのは、民間の資金とノウハウを最大限取り入れようとするPFI事業を推進して行く上で、今後他の行政団体等へ与える影響が大であると思われる。当方は、『あわせ産廃処理』は、一般廃棄物処理の設置許可申請の中に内在するものであり、その裁量は、PFI事業施設であろうとも、施設の設置主体（管理者）である広域組合に委ねられており、当事業に於けるSPCとの事業契約にもそれは内包されていると考えている。また、災害や突発的に発生する混焼可能な産業廃棄物の処理を圏域内で適正処理するためにも、今回の特区は必要不可欠と考え、申請したものである。	D	I	PFIの趣旨は、公共事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に事業を実施することにあり、PFI事業者だからといって地方公共団体と同列に許認可対象外とするものではないことから、当該事業者は、通常の民間事業者として廃棄物処理法上の規制対象となるが、前々回回答の通り、SPCにおいて、産業廃棄物処理施設の許可、産業廃棄物処理業の許可を取得すれば、一般廃棄物と併せて産業廃棄物を処理することは可能である。現にいくつかのPFI施設においてはこうした手続を経て、一般廃棄物及び産業廃棄物を併せて処理している。また、災害時等に発生する産業廃棄物については、SPCが処理するために必要な許可を事前に取得しておくことにより、突発的事態が生じても適正処理を迅速に確保することは十分可能である。 また、「『あわせ産廃処理』は、一般廃棄物処理の設置許可申請の中に内在するものであり」以下の御意見の趣旨が必ずしも明らかではないが、一般廃棄物と産業廃棄物は、その処理責任からして大きく異なるものであるから、両者の施設設置許可に係る手続は全く別のものであり、一方が他方に内在するという法解釈はとり得ない。市町村の場合、廃棄物処理法第9条の3に基づき、一般廃棄物の処分を行うため、一般廃棄物処理施設の設置を都道府県知事に届け出る必要があるが、これはあくまで一般廃棄物にかかる手続きであり、この届出をもって同法第１１条第2項の市町村による併せ産廃の処理を担保するものではない。また、民間事業者において、同法第8条第1項に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可を得る場合、当該施設において産業廃棄物の処理を併せて行う場合には、産業廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物処分業の許可を別途取る必要がある。 また、前回回答のとおり、SPCにより産業廃棄物を処理するということにするのであれば、SPCとの契約の見直しや産業廃棄物の受入に伴う財産処分の手続きが必要になると思料されるところ、必要があれば、当省において相談に応じたい。		1076010	益田地区広域市町村圏事務組合	島根県	環境省
1320090	一般廃棄物処理業許可、一般廃棄物処理施設設置許可、産業廃棄物処理業許可、産業廃棄物処理施設設置許可に係る許可要件（欠格要件）の見直し	廃棄物処理法第7条第5項第4号ハ、第8条の2第1項第4号、第14条第5項第2号イ、第15条の2第1項第4号	申請者や許可業者が欠格要件に該当する場合は不許可や取消の処分を受けることになる。		現行法では許可を受けることができない者の要件（欠格要件）が定められており、「刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者」は欠格要件該当者となり、保有する一般廃棄物処理業許可、一般廃棄物処理施設設置許可、産業廃棄物処理業許可、産業廃棄物処理施設設置許可があった場合は全て許可取消し（義務的取消し）となる。 これらの許可について、形式的に欠格要件に該当することになった場合であっても、過失によるもので、かつ、業務外における私的な行為であれば裁量的許可取消しとされたい。	提案理由： 本提案は、悪質な廃棄物処理業者の排除を目的とした欠格要件が、循環型社会の構築に向けた取組みを阻害しないよう提案を行うものである。 添付資料として仮設事例（私的な行為に関係して許可が取消される事例）を示すが、本来の廃棄物処理法の趣旨は、廃棄物処理業を営む悪質な業者に対して厳しく行政処分を課すことである。しかしながら、実際は想定外の事例（友人との酒席における口論の末、小突いてしまった等。）により許可が取消されているようなことも発生している。 罪刑法定主義の観点から、刑法に触れる罪は当然容認すべきではない。しかしながら、全ての者が廃棄物処理法で考える「悪質な業者」に該当するかといえば、必ずしもそうとはいえず、本来の趣旨に比較し、過分な行政処分であると思料する。 よって、廃棄物処理とは直接関係のない、過失によるもので、かつ、業務外における私的な行為が、廃棄物処理事業に影響が及ぶことは行き過ぎた規制であるため、このままでは民間の行う廃棄物処理事業に致命的な影響を与え、ひいては地域経済に影響を与えると考えるため、緩和を求めるものである。 なお、欠格要件該当性の判断は判決書を見なくてはならないが、行政処分庁の負担を増やさず、かつ、適正判断ができるように、裁判所による判定書を添付させる制度を求める。	C	I	廃棄物処理法においては、不法投棄の横行、最終処分場のひっ迫といった問題を踏まえ、廃棄物処理に対する国民の不信を解消し、廃棄物処理業者の質の確保を図るため、平成9年及び平成12年の法改正において廃棄物処理業・施設設置の許可要件を厳格化するとともに欠格要件を強化し、さらに平成15年の法改正においても、欠格要件に該当した場合の取消しを義務化することとした。 欠格要件については、平成19年3月に有識者による欠格要件の在り方検討会において報告書を取りまとめ、廃棄物処理業務とは関係のない場合における違反行為、例えば、飲酒運転により禁固刑に処せられた場合や、けんかにより罰金刑に処せられた場合など、私的な行為の中で違反行為に至った場合までも欠格要件に該当させるのは行き過ぎであるとの指摘があるが、何をもって業務関連性がないとみるのか線引きの判断は困難であり、また暴行罪や傷害罪による罰金刑を欠格要件としているのは暴力団排除が目的の一つであり、いまだ暴力団排除が十分に達成されていない段階でこの要件を緩和するのは妥当ではないとされた。			C	I				C	I			1082010	行政書士笹島総合事務所	東京都	法務省 環境省
1320100	廃棄物処理に係る事前協議等の見直し	−	廃棄物処理法においては、都道府県境を超える廃棄物の移動は制限されていない。		廃棄物処理法上、「廃棄物処理業の許可」や「廃棄物処理施設の設置」、「県外からの産業廃棄物の搬入」等にあたって、地方公共団体との事前協議や周辺住民の同意が必要であるという規定はない。しかしながら、地方公共団体の行政指導により、各許認可申請の際に、事前協議の実施、周辺住民説明会の開催、同意書の取得等が義務付けられている。 いずれも必要であることは十二分に理解するが、環境省は、資源循環型社会形成の阻害要因となり兼ねない地方公共団体の行政指導等について見直すよう、地方公共団体に対して連絡の徹底を図るべきである。 また、必要な枠組みは法制化し、条例との関係を明確化するなどして全体ルールの明確化を求める。	提案理由： 地方公共団体による事前協議制を簡略化し、必要な枠組みは法制化し、条例との関係を明確化するなどして全体ルールの明確化を求めるために本提案に及んだ。 事前協議が必要な場合は、許認可を受けるまでに非常に時間がかかり、迅速な適正処理が困難となっている。また、産業廃棄物の県外からの搬入について、処理業者が、最終処分を行うかリサイクル処理を行うかにかかわらず、一律の行政指導を受けることが通例であり、このため広域処理が進み難いという実態がある。 こうしたことから、廃棄物の排出事業者がリサイクルを希望しても、事前協議の難しさから、結果的にリサイクルせずに近隣の最終処分場で埋立て処分してしまう事例もあり、循環型社会形成を阻む要因となっている。 本提案により必要な手続きが法令等により明確化され、なおかつ簡略化、国内のリサイクル産業と地域環境の向上が図れることを望む。	D	I	廃棄物処理法においては、平成9年の法改正により、廃棄物処理施設の設置をめぐり地域での紛争が多発している状況を踏まえ、申請書等の告示・縦覧、関係市町村等からの意見聴取、専門的知識を有する者からの意見聴取を許可審査として法定したほか、地域ごとの生活環境の保全への配慮を組み込んだ施設の設置手続を整備し、必要な手続きについては法制化したところ。 これに伴い、各都道府県及び政令市に対しては、本趣旨を踏まえ、周辺地域に居住する者等の同意を事実上の許可要件とする等の法に定められた規制を越える要綱等による運用について、必要な見直しを行うことにより対応されたい旨周知してきているところ。	廃棄物処理施設の設置については、ご回答のとおり必要な手続きの法制化等がなされているとのことであるが、右提案主体の意見のとおり、廃棄物処理業の許可及び県外からの産業廃棄物の搬入についても、環境省としての対応を検討し、回答されたい。	「廃棄物処理施設の設置」については回答のとおり理解したが、提案冒頭3件のうち残り2件「廃棄物処理業の許可」、「県外からの産業廃棄物の搬入」等については、何ら回答がないため、再度回答を求める。許可要件等を要綱等で運用することは行政手続法等の趣旨に反するため、必要な要件等は法制化する必要があると感じ、本件につき再考を求める。	D	I	廃棄物処理法においては、廃棄物処理業に係る許可及び廃棄物処理施設の設置に係る許可の基準は全国一律とされており、ご指摘の地方公共団体との事前協議や周辺住民の同意を条例上求めることに対しては、下記のとおり通知や全国会議等において、適宜見直しを求め周知を行ってきているところ。 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について（平成9年12月26日衛環第318号　厚生省生活衛生局水道環境部長通知）」（抜粋） 従来、法による規制を補完すること等を目的として、多くの都道府県及び政令市において要綱等に基づき独自の行政指導が行われてきたことは承知しているが、各都道府県及び政令市におかれては法改正及び基準強化の趣旨、目的等を踏まえ、改正された法に基づく規制の円滑な施行に努められるとともに、周辺地域に居住する者等の同意を事実上の許可要件とする等の法に定められた規制を越える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい。 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（平成18年9月27日環廃対発第060927001号環廃産発第060927002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長 産業廃棄物課長通知）」（抜粋） 従前より、一部の自治体において、事前協議制等により他自治体からの産業廃棄物の搬入規制を事実上行っている場合が見られるが、これに起因して産業廃棄物の処理が滞留したり、不法投棄等の不適正処理が生じることにより、結果的に生活環境の保全上の重大な支障を生じるおそれがある。したがって、かかる事態を招くことなく円滑な処理が確保されるよう留意されたい。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。	2件の通知は知るところであるが、結局未だに是正されておらず、都道府県の独自の要綱（行政指導の強制）は無くならないと思料するため提案した次第である。都道府県は憲法第94条の規定「法律の範囲内で条例を制定することができる。」が、その範囲が法では明確ではない。要綱強制は通知のとおり違法性があるため即刻再是正を求める。しかしながら、多様な地方自治を行うことについては何ら異論を唱えることはなく、むしろ環境省において「なぜ都道府県が独自の規制をするのか」を再考し、都道府県が必要とするならば、本提案と都道府県の必要性のバランスをとった条例で対応できる廃棄物処理法改正を求める。	D	I	法律と条例の関係については、一般的に、条例による規制が国の法令の趣旨・目的に反する場合には認められないものとされており、この点、廃棄物処理法は、地域毎に許可基準が異なる場合、これに起因して産業廃棄物の処理が滞留したり、不法投棄等の不適正処理が生じることにより、結果的に生活環境の保全上の重大な支障を生じるおそれがあること、許可制によって憲法上認められた職業選択の自由や財産権が厳しく規制されており必要かつ十分な規制がなされていることから、法令で定める許可基準は全国一律として、それ以上の規制は許されていない趣旨であることは明確と考えている。一方で、地域ごとの生活環境の保全への適正な配慮も重要であることから、現行法においては、前述のとおり廃棄物処理施設の一連の設置手続を総合的に整備し、これにより適正処理確保のための規制基準は全国一律とした上で、地域の生活環境への配慮が適切に行われることが制度化されてきているところ。また、最終処分場残余容量の確保や不法投棄未然防止を図るため、公共関与による施設整備の促進や、不法投棄防止のための一連の法体系が、近年の累次の法改正によって整えられてきたところ。こうした法制度の整備とあわせて、廃棄物処理業に係る許可及び廃棄物処理施設の設置に係る許可の申請に当たって地方公共団体との事前協議や周辺住民の同意を条例上求めることに対しては、前回回答のとおり、通知や全国会議等において、適宜、見直しを求め周知を行ってきているところであり、今後とも適宜周知を行ってまいりたい。		1082020	行政書士笹島総合事務所	東京都	環境省
1320110	温室効果ガスの排出権取引制度の導入	地球温暖化対策の推進に関する法律 第1章第3条4項	左記法令には、以下のように規定されている。 「国は、前条第六項第三号及び第四号に掲げる数量の取得、京都議定書第十七条に規定する排出量取引への参加その他の京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行のために必要な措置を講ずるものとする。」		以下のような排出権取引制度を創設する。 1．排出枠割当対象： (a)化石燃料ベースの割当対象は、化石燃料の生産・輸入・販売全業者（＝「川上」産業） (b)電力ベースの割当対象は、それ以外の企業（＝「川下」産業） (c)電力会社には化石燃料ベースで排出権割当を行う (d)電力会社は電力供給の制限はない。 2．割当方法 (a)川上＝全量有償割当 (b)川下＝全量無償割当から、徐々に全量有償割当へ移行 3．排出量のモニタリング・算定・報告方法＝既存の輸入・電力供給手続きを利用可能 4．電力会社の排出制限の種類を変えることで、他のガスにも援用可能	現行制度「経団連による自主行動計画」では、削減義務の有無などで国際スキームへのリンケージがなく、カバレッジも低いため問題だ。当該問題は地球規模のアジェンダであるため将来的な世界的ルール統一は自明なので、ICAPなどの作成過程への不参加はルール参加者としての日本の国益上甚大な損失であり、一刻も早い制度導入が望まれる。 加えて、削減インセンティブも問題だ。排出枠割当は削減義務が生じる反面、超過削減には排出枠売却の権利も生じる。これは温室効果ガス削減に対する経済的インセンティブ（「削減インセンティブ」）になる。数値目標だけの現行制度は超過削減インセンティブがなく、企業にとってデメリットのみの排出枠設定自体へ不満も生じる。また、日本はアジアという途上国群と経済的関係性が深いため、削減をビジネスチャンスへ変える枠組みは必要だ。なぜなら、現状では全世界への最適技術導入を仮定しても排出量半減は不可能なので、技術イノベーションが必須となるが、それには「技術が金になる枠組み」が必要だからだ。 新制度導入に際する最大の論点は割当対象だが、本案は川上・川下両方式の重要点を網羅。生産・輸入・販売時点での規制のため排出量に対する割当枠のカバレッジが高く、現行手続を利用するため監視コストも低く、主な削減主体である一般企業へも割当ため削減インセンティブも働く。制度の目的達成（削減インセンティブ）、目標達成（カバレッジ）、運営（監視コスト）を全て網羅している点で最適な制度であるため、早期に導入すべきだ。	C	−	国内排出量取引制度については、福田総理が平成20年6月9日に発表した「『低炭素社会・日本』をめざして」において、「今年の秋には、できるだけ多くの業種・企業に参加してもらい、排出量取引の国内統合市場の試行的実施、すなわち実験を開始する」とされたことを受け、「試行的実施」につき、内閣官房に経済産業省、環境省等関係省庁からなる検討チームを設置し、京都議定書目標達成計画や、同計画に位置付けられている自主行動計画との整合性を図りつつ、既存の制度や企画中の制度を活用し、できるだけ多くの業種・企業に参加してもらうことを念頭に、制度設計を進めていく。試行的実施での経験を活かしながら、本格導入する場合に必要となる条件、制度設計上の課題などを明らかにしていく。			C	−				C	−			1084080	個人	東京都	経済産業省 環境省